

山崎 ここで、ご記入いただいた質問票を回収に上がりたいと思います。ご記入いただいた皆様は、挙手をお願いできますでしょうか。スタッフの皆さん、回収をお願いいたします。

続いて指定討論のほうに移らせていただきます。指定討論では、浜田先生、藤田先生にご登壇いただきます。最初にご登壇いただく浜田先生のご専門は、法心理学、発達心理学でいらっしゃいます。浜田先生、よろしく願いいたします。

浜田 今、紹介いただきました浜田です。指定討論者として2人が選ばれているんですけども、打ち合わせのときの話によりますと、私はこの「法と心理学」あるいは「法と人間科学」の第1世代、発表していただいた方は第2世代、そしてもう1人の指定討論者である藤田さんは第3世代ということで、私が一番年寄り世代です。それで最初にコメントをするようにと求められました。第1世代という言い方も奇妙なんですけど、それだけ私は年取ったということでしょうか。じっさい、見渡してみますと最年長に近い。その立場から言えば、サトウさんの言われる学融的な領域を立ち上げていくその土壌づくりの部分で、少しは仕事をしてきたかなという思いで、第1世代という命名に甘んじてお話をさせていただこうと思います。

サトウさんによりますと、法と心理学の接する領域は、1910年代に一つの隆盛期を迎え、その後、少し沈滞した時期があったけれども、70年代にあらためて盛んになったって話でしたけれども、考えてみますと、法の世界と心理学の世界、あるいは人間科学の世界というのは、それぞれ別々に立てられていますけど、学問領域がそういうかたちで歴史的に分化してきたというだけであって、人間の現象として見れば、もともとはきちっと分けられるものじゃないわけです。法の現象も当然ながら人間の現象の一つとして見なきゃいけませんし、人間の現象を捉える科学的な視点が適用されるべき領域の一つとして、法の領域は最初からあったはずです。「学融」という言い方をするのは、「学粋」ということがすでにそれぞれの分化の歴史の結果として前提になっているわけ

で、その意味で言いますと、「学融」以前のところで、融合しなきゃいけないような「学粹」が分化してきているところに、そもそも問題があることを押さえおかなければいけない。そういうことを思いながら聞いてました。

石塚さんのまとめ方によりますと、法というのは規範学であり、人間科学、あるいは心理学というのは事実学である。その双方がどういうかたちで連関するかということになりますけれども、現実というものは、實際上、それぞれが分化する以前のところにある。私なんかももともとは発達心理学ってことで、子どもの心理学からスタートしてるわけですが、その私が刑事事件の問題に関わることを求められて、法の世界に首を突っ込むことになったときは、やはり外部の人間が外から首を突っ込むという、そういう意識に、当初はなっていたんです。でも、現実とは本来一つのもので、それを見る目が分化して、結果的に独立した領域を歴史的に形成してきたわけで、その結果として私が外部の人間として法の問題に立ち入るという意識になっているということではないかと思えます。

法と人間科学を、はっきり分かれた領域として、そこからスタートして考えると、法の現象を考えるための基礎学として人間科学を設定し、人間科学の適用されるべき対象として法の現象があるというふうな整理のしかたになるわけで、その結果として、仲さんによれば、基礎的研究を人間科学のほうでやってもなかなか実務に反映しないというようなことになりまして、石塚さんによれば、法の世界の人間は、人間科学の知見をつまみ食いの的に利用してたということになる。でも、そのところは本来は一つのものとして理解して、その一つのものであるべきところを、どういう視点の絡み合わせによって学融的なものとして取り戻すのかという問題意識でもって考えていかなきゃいけないのではないかなと、私自身は思ってます。

私は、先ほど言いましたように、子どもの心理学をやってきた人間として、子どもの関わった裁判事例に関与したのが最初のスタートでしたが、その後、子どもの関わらない、大人の事件、とりわけ冤罪主張の事件に関与して、事実認定の問題を心理学的にどう考えるかというところで仕事をしてきました。具体的に言えば、最初、私は、甲山事件という知的障害の子どもの目撃供述が問題になった事件に関与するところから始まったわけですが、実際にそうい

う現実の出来事に出会ってみると、単にそれまで勉強してきた心理学的な知見を当てはめたら済むというようなものじゃなくて、あらためて心理学的な枠組みを振り返って、それを組み直すかたちでしか、現実には対応できない。そのことを突きつけられたと感じています。

その意味で、基礎研究を積み上げていって、それを最終的に現場に当てはめるといようなことじゃなくて、現場とのつきあいのなかから、心理学的な見方をもう一度捉えなおす、あるいは、人間科学的な見方をもう一度見直すというような視点が必要になる。仲さんも、外から見る限りは、もともと基礎研究から始めたんじゃないくて、現場の問題を突きつけられるなかで今のような基礎研究に立ち入ることになったということではないかと思います。ですから、基礎研究を追究していけばその延長上で実務に出会って、それに対応できるという話でなくて、現実の問題に出会うなかで、はじめて心理学的、あるいは人間科学的な研究のこれまでの歴史的な制約に気づいて、それをどうやって乗り越えていくのが問題になるんじゃないかなという気がしています。

私が甲山事件で出会った例でお話してみます。たとえばいわゆる法の規範といえば、石塚さんが「三角形とはどんなものか」といったときの規範に近いものですが、サトウさんの話のなかに出てきたキャッテルなんか「1週間前の出来事さえも私たちは覚えていない」と言うのは、これは事実としてそうだとことです。ところが、実際に裁判に用いられる供述調書なんかを見ますと、1週間前のことなんか当然覚えてるっていう前提で聴取されている。それが当然の規範、ある種の人間の規範、ルールであるかのように扱われている。甲山事件の場合であれば、事件から3年後に新たな目撃供述が出てくるんですが、そのなかで3年前の夕食のメニューを語らせるっていうようなことを平然とやるわけですね。捜査官は、そのことのおかしさに全然気がついていない。3年前の食事なんか思い出せるはずがないにもかかわらず、それを言わせようとして、またそれを求められた目撃者がそれを語ってしまう。そういうことが起こるわけですね。しかも、それが法廷で「おかしい」と言われずに通用してしまう。

あるいは虚偽自白の問題なんかでも、実際の虚偽自白を裁判官はなかなか見抜けない。なぜかと言うと、裁判官は虚偽自白が事実としてどういうものかを

知らないし、またどういうものであるかということを実際に即して考えようとしていない。ですから、自白内容が客観的な証拠とか状況と合致していれば、それだけで信用性があるというふうに判断してしまう。ところが、虚偽自白の心理を事実として見ていきますと、やってない人間が苦しくなって「私がやりました」と言ってしまうと、そこからどのようにやったかを聞かれますから、そののこのところではもう突きつけられた証拠を勘案しながら、もし自分が犯人だとすればどういうふうにやっただろうかっていうことを、いわば想像して語らざるをえないわけです。そうすれば、結果的に、突きつけられた客観的証拠・状況と合致する自白におのずとなる。従って、客観的事実と合致する自白が出てきたから信用性があるというのが、法の世界では常識化された規範といえますか、物事を考える上でのルールになっていますが、それでは事実の認定を誤ってしまいます。法の実務でこうしたルールがそのまま無反省に使われていることに対して、心理学者が、それを一つの人間の判断の現象としてどうやって見直していくのか。そういうことも、人間科学の研究として扱っていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですね。

そういうふうに見ていきますと、「学融」ということをあらためて言わざるをえない「学粹」状況があることを踏まえ、学が分化してしまっているこの現実を、もとの一つに引き戻して捉えていくという領域として、法と人間科学という新しい領域を組み直す必要があるんじゃないかと思っています。私は刑事の問題で主としてやってきましたが、民事・家事についても同じだろうと思います。争いという現象をどう判断し、それに対してどういう処遇をするのかを考えるなかで、法の視点と人間科学の視点をどのように組み直し、一つの現実として融合していくのかということが求められていますし、そういう現実の領域として、この学術的領域をあらためてイメージし直していくことがなければ、すでにでき上がってしまった法と心理学、ないし人間科学、そのそれぞれに制度化された領域のなかで、小さい研究テーマを重ねて業績を稼ぐみたいな話になってしまいかねない。そういう制度化への恐れを抱きながら、新たに学融的領域を広げていくことが必要じゃないかということを感じさせられました。以上です。

山崎 浜田先生、どうもありがとうございました。

続きまして、藤田先生にご登壇いただきます。藤田先生のご専門は、法と心理学、法社会学でいらっしゃいます。藤田先生、よろしくお願いします。

藤田 関西大学社会学部の藤田と申します。このたびサトウ先生から「法と心理学の第3世代から」というテーマで指定討論をせよというお題を与えられました。非常に内容が豊富なシンポジウムなので、どういうふうに議論したらいいのか分からず、未だ迷っております。いろいろと自分なりに修士課程の時から法と心理学に取り組んできたことを振り返ったりしつつ、コメントさせていただきたいと思います。

第3世代と言われて、「第3世代っていったい何だ？」という感じられるかと思えます。この第3世代という言い方は、法と心理学をやっているサトウ先生、およびその研究者グループの独自の言い方でありまして、日本におけるこの分野に取り組んでいる人を大ざっぱに年代別に分け、便宜的に呼んでいるものです。上に「第0世代」と書いてありますが、第1世代からまいりますと、1970年代以降、浜田先生などを中心として行われてきた供述分析。それから、その基盤になっている発達心理学を法の分野に応用するという研究。これが、現実の要請から、つまり実際に困っておられる法律家の方からの要請によって始まったというのが、第1世代の活躍の始まりです。

第2世代は、そのあとの世代です。領域代表の仲先生と同世代の先生方でありまして、この世代の先生方は、認知心理学などを応用した目撃証言。これが日本の中で法と心理学の研究がどんどん増えていった時代です。それで、第3世代というのに私が当たるということになるんですけども、20世紀の終わりか21世紀の初めぐらいから研究を始めて、21世紀になったぐらいのときに研究者になったという世代であります。第4世代はさらに僕の次の世代ということで、今、若手として活動していらっしゃる、大学院から研究者として就職したばかりのような方々の間の世代を第4世代と便宜的に申します。

こういうふうにならざるに申し上げるんですけども、サトウ先生の歴史のご紹介にあったとおり、第1世代の前に、実は第0世代というのがあったんじゃないか。それが、サトウ先生のおっしゃる黄金期ですね。20世紀初頭に法と心理学の黄金期というのがありまして、1970年代になるまでほとんどすっか

り忘れられていましたけれども、心理学者が法に関するテーマに実験的に取り組んだ時代がありました。ほとんど近代心理学の幕開けの時代ですね。ブントが実験心理学を始めたのと同じぐらいの時期から、法と心理学に関わるような実験研究というのが心理学でなされていて、そのあと1910年代ぐらいまで黄金期があった。そしてずっと忘れられていたんですが、日本でも70年代ぐらいから、冤罪などの現実の問題に取り組むことをきっかけにして、法と心理学が再び始まったのではないかと考えられます。このシンポジウムを主催している特定領域領域は、もちろん法と心理学ではなくて人間科学ですので、第1世代が始められた仕事は何かというと、法の判断および現実的な問題解決に対して、発達心理学、認知心理学という人間科学の知見を浜田先生のお話のように組み直して、単なる適用ではなくて、組み直して現実問題に適用していくという、真の応用科学が行われてきたということが言えます。

今、申し上げたことを大ざっぱにまとめますと、第0世代に当たる方々は、西洋で言うとサトウ先生のおっしゃった方々のおりなわけですが、日本で言うと、植松正という研究者がいらっしゃいました。この方は法学と心理学の双方を修めて、法律の専門家として活躍された方です。この方も、実験心理学の手法を用いた、今でも通用するような法と心理学研究をされています。そのあとしばらく日本では忘れられていたんですけども、第1世代として活躍された先生方によって供述分析・個別事件が取り組まれ、そこでは発達心理学が使われました。そして、第2世代の先生方を中心に目撃証言などの研究が勃興しました。そこで応用された心理学は、認知心理学、発達心理学であります。

第3世代といいますか、私が裁判員制度に興味を持ったのは2000年ぐらいの話でありまして、当時は裁判員制度という言葉もまだなかった頃です。2000年の終わりぐらいになって、司法制度改革審議会の審議の中で「裁判員制度という言葉を作ったらどうか」という提案がありまして、そこからこの制度の歴史が始まりました。大体、2000年から2001年ぐらいでしょうか。この頃から始まった法と心理学研究は、裁判員制度という新しい制度ができるらしいぞということを中心にして、そうしたら、そこでは人間行動というのはどうなるんだという、人間科学的な興味から興隆してきた部分でありまして、ここに、これまで日本の法と心理学では応用されてこなかった分野としては社会心理学が

適用されるようになってきました。その後さらに控えているのが、私たちの後に研究者になってきた世代と言えます。

この世代がそれぞれやったことを大ざっぱにまとめますと、第0世代は研究の開始です。まず、心理学を科学にして実験心理学を行った、そういう人たちが第0世代でありまして、研究の開始と言えます。そのあとしばらく忘れられていたわけですが、第1世代の方々によって、個別事件に対応するという形で研究が復活されてきたと言えます。そして、第2世代の方。さらに個別事件が広がってきて、応用される心理学の中身がどんどん広がってくる。それと同時に、第1世代と第2世代の方々の研究の積み重ねによって、そういう研究をする場を作らないといけないのではないかということが意識され、実際にそれが行われてきたということです。このあたりについては、唐沢先生のご発表になったとおりでありまして、研究者が集って意見交換できるフォーラムというのを、実際に整備するという活動が行われてきてました。最初に、福島大学行政社会学部における法と心理研究会などから活動が始まって、その活動が数年たって学会になったというところから、第1世代と第2世代の先生方によって研究基盤が作られてきました。

そして、私たち世代の時代は、幸いにして大学院生の時には法と心理学会ができました。学会があるっていうのはすごく社会的にはありがたいことで、その分野が学問分野として存在するということを、いちいち説明したり、証明したりしなくて済むっていうことです。それから、同じ関心を持って、類似のデータを持っている人たちが集まって議論する場、情報を交換する場、お互いに学ぶ場があるということです。それはすごくありがたいことでありまして、それをやるのはすごく大変なことだったと思います。それがあることを前提にして、私たちは活動を始めている、つまり法と心理学が日本の社会に存在していることを前提に研究を始めることができました。

私たちもまだもう少ししばらく研究者をやるわけですけど、そのあとさらに第4世代に期待されるのは、真に融合的な研究、学融的な研究であります。サトウ先生の3層モデルでもそうですし、浜田先生の、「個別問題の解決というだけでは深いところまで行かないんだよ」というコメントにもありまして、個別の研究から始めて深いところの基礎研究に至らないと、真の学問分野の基

盤は成立させられませんので、そこに至るまでの研究というのを、個別の事件とか個別の研究を重ねつつ、第4世代にやって行ってほしいなど。私もやらなきゃいけないんですけど、やって行ってほしいなというふうなことを考えております。

第3世代以降で可能なことは、いわば法と心理学のネイティブの人たちの誕生です。「ネイティブ法と心理学者」というのが誕生していくんじゃないか。マスコミなんかでは、「デジタルネイティブ」みたいな言葉がありまして、生まれた時から携帯電話もあるし、スマートフォンもある人たちというのは、そういう機器を扱うのが上手だという議論がありました。それと同じように、研究者になる前ですね。大学に入った時点ですでに「法と心理学」という分野が存在するというネイティブな人たちが、今後、法と心理学を担っていくことになります。それは、私が学部生だった20年前からすると驚異的なことでありまして、私が学部生だった頃には日本には影も形もなかった学問分野を、当然存在すると信じて疑わない学生たちが大量に大学に存在するようになります。時代も変わったなと思います。そういう分野が当然あるということを前提にした学生が大量に存在するようになりますと、そのあと研究者として育っていく過程で、法学と心理学の双方に関して修練を積むことが可能になってくると思います。

やはりそれ以前、法と心理学が存在しないというか、存在するのだからどうかがよく分からない状態だと、法学または心理学のどちらかの分野で大学院を修了し、研究者として独り立ちするなどきちんとした専門家になって、それから法と心理学に進むということが普通でしたので、どちらかの分野については、なかなか修得する機会がなくて歯がゆいという方も多かったと思うんですけども、今後、法と心理の双方に通じた人が増えるんじゃないかなと思います。このように大きなファンダをいただいたりすることで、心理学だけではなく、人間科学的な研究が広まって行って、その結果、さらにこの分野の制度化が進んでいく。分野として当然存在して、その分野の基礎をなす理論もあるんだということが、認知されてくるんじゃないかというふうに思います。

ただし、そのように、そういう分野っていうのは当然あるんだというふうに思われると、今度は、その分野の中で通用していること、過去に誰かがやった

ことを真似して、少しだけ変えた研究がたくさん生産されることになります。もちろん私も研究していると、いろいろな研究を調べてきて、この部分の変数を変えたらどうなるんだろうということを疑問に思ったりして、そういう研究がなくて困ったりするので、一部を変えた研究というのは大事なんですけれども、それだけではなくダイナミックな研究が、今後も進んでいくといいなと思っております。

最後に申し上げるべきことは、おおよそ今まで申し上げたことでありまして、一番下のところです。理論の低層まで深化した学問を実践していくというのが必要であり、望まれるこの分野の未来だと思えます。以上です。どうもありがとうございました。

山崎 藤田先生、どうもありがとうございました。